

第2次
岡崎市多文化共生推進基本計画
(案)
<2026～2030>

2026年3月

岡 崎 市

目 次

第1章 基本計画策定にあたって	1
1 基本計画策定の趣旨	1
第2章 前計画（2021年～2025年）の振り返り	2
1 前計画（2021年～2025年）の評価と課題	2
第3章 基本的な考え方	5
1 基本理念	5
2 基本計画の位置づけ	5
3 上位計画及び関係計画との関係	5
4 計画期間	6
5 新計画策定の視点	6
6 外国人市民の状況	7
(1) 外国人市民数	7
(2) 居住期間	8
(3) 年齢構成	9
(4) 在留資格	10
7 新計画の構成	12
第4章 具体的な施策	14
施策1 互いを知り、誰もが多文化共生社会推進の当事者意識を 持った社会の実現（相互理解）	15
施策2 多様な主体の連携によって、地域の課題の解決が 図られるまちへ（連携強化）	18
施策3 外国人市民が日本人市民と同じように暮らしやすい まちづくり（安全安心）	20
第5章 用語集（50音順）	23
参考 市民アンケート結果	25
参考 企業アンケート結果	25
付録 多文化共生推進委員会委員のコメント	26

第1章 基本計画策定にあたって

1 基本計画策定の趣旨

本計画は、2021年度に策定した「岡崎市多文化共生推進基本計画（2021年度から2025年度まで）」の終了に伴い、改定するものです。

1990年の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正により、日系人とその家族は日本での就労が可能となり、ブラジルを中心に多くの南米出身者が来日するようになりました。当初は出稼ぎを目的に来日した人たちが、その後日本で家庭を持ち、社会と様々なかかわりを持ちながら、生活を送る人が増えてきました。

日本における在留外国人の推移は、2008年のリーマンショックや2011年の東日本大震災、2020年のコロナ禍の影響等で一時的に減少したものの、その後は再び増加に転じ、2024年末現在で376万8,977人と過去最多を更新しました。その内、8.8%にあたる331,733人が愛知県に居住しており、愛知県における在留外国人数は、東京都、大阪府に次いで全国第3位となっています。

本市には県下で4番目に多くの外国人市民が居住していますが、近年ではベトナムやフィリピンをはじめとした東南アジア諸国出身者の増加がみられます。また、在留資格の構成や国の施策の変化などもあり、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では2004年3月に初めて「岡崎市国際化推進プラン」を策定し、「一人ひとりの心でつくる共生、交流、協働のまち 岡崎」を目指すべき都市像とし、地域の国際化を進めてきました。さらに、2013年3月に策定した「岡崎市多文化共生推進基本指針」では、「互いの文化を認め合い、誰もが地域の一員として、ともに支えあう共生のまち 岡崎」を目指すべき将来像とし、日本人市民と外国人市民がお互いに地域社会を支える主体であるという認識のもと、多文化共生の地域づくりを進めてきました。

直近では、2021年3月に「岡崎市多文化共生推進基本計画」を策定し、本市が「2020年にSDGs未来都市」に選定されたことを踏まえ、「誰一人取り残さないまちづくり」を念頭に、前出の指針同様の将来像を定め、引き続き多文化共生を進めてまいりました。

本市では日本人市民の人数が減少する一方で外国人市民の人数は増加を続けており、引き続きこの状況が続くことが予想されます。今後より一層、日本人市民と外国人市民がともに活躍できるまちづくりを目指すことが求められることから、これまでの取り組みや社会情勢の変化を踏まえ、本市の特徴に基づいた施策・事業を展開するため、「第2次岡崎市多文化共生推進基本計画」を策定します。

第2章 前計画（2021 年～2025 年）の振り返り

1 前計画（2021 年～2025 年）の評価と課題

2021 年3月に策定した「岡崎市多文化共生推進基本指針」では、4つの基本目標を設定し、様々な取り組みを行いました。

<基本目標>

- I 多文化共生の地域づくり
- II 自立を促進する支援
- III 生活にかかわる支援
- IV 推進体制の整備

前計画の実施結果とその評価は、下記のとおりです。

<評価基準>

- ◎・・・計画期間の5年間で、目標を十分に達成している
- ・・・目標を達成していないが、2020 年度時点の実績値と同じ又は改善している
- △・・・目標を達成しておらず、かつ 2020 年度時点の実績値から後退している

I 多文化共生の地域づくり

1 実施状況と課題

地域における多文化共生を推進するため、国際理解講座や各種イベントを開催しました。外国人市民が増えることに対して、良いと感じる日本人市民の割合は改善しましたが、その割合は 2.8%と微増にとどまっています。また、コロナ禍で国際理解講座をはじめとする様々な事業の開催が制限されました。現在では事業をコロナ禍前と同様に行うことができるようになりましたが、実施回数としてはまだまだ回復途上といえます。今後、これらの課題に対し、地域や学校、ボランティア等との更なる協働により、国際理解講座などの多文化共生に関する啓発事業を引き続き強化する必要があります。

2 達成度の評価

指標		2020 年度	目標値	2024 年度	達成度
1	外国人市民が増えることに対して望ましいと感じる割合	58.0%	65.0%	60.8%	○
2	国際理解講座の実施回数	36 回/年	40 回/年	33 回/年	△

Ⅱ 自立を促進する支援

1 実施状況と課題

外国人市民が少しでも多くの日本語を習得し、社会参画や自立を促進するため、就学前の年長児相当の年齢のこどもを主なターゲットとしてこども向け日本語教室（プレスクール）を開催し、日本語初期指導が必要な小学校・中学校児童生徒に対してはこども向け日本語教室（プレクラス）を開催しました。これらの事業や大人向けの日本語学習機会の環境整備もあいまって、日本語を理解できる外国人市民の割合は上昇しています。しかし、その割合にはまだ改善の余地があることから、今後も日本語を習得する機会の提供を継続する必要があります。

2 達成度の評価

指標		2020 年度	目標値	2024 年度	達成度
1	日本語が理解できる外国人市民の割合	62.9%	70.0%	74.8%	◎
2	プレスクール・プレクラスの教室数	2 教室	3 教室	3 教室	◎

Ⅲ 生活にかかわる支援

1 実施状況と課題

外国人市民が安心して暮らせるようにするため、生活する上で必要な情報提供を行い、外国人市民の生活力及び災害対応力の向上と社会的自立を促進しました。「岡崎市を住みやすいと思う外国人市民の割合」については、目標値を達成することはできなかったものの、高い達成率で終えることができました。また、「災害時外国人支援ボランティアを育成する講座の開催数」については、目標値を大きく上回ることができ、外国人市民に対する防災意識の向上を図ることができました。

2 達成度の評価

指標		2020 年度	目標値	2024 年度	達成度
1	岡崎市を住みやすいと思う外国人市民（居住期間5年以上）の割合	調査なし	90.0%	89.3%	○
2	災害時外国人支援ボランティアを育成する講座の開催数	3回/年	4 回/年	8 回/年	◎

Ⅳ 推進体制の整備

1 実施状況と課題

多文化共生を全市的に行うため、市の取り組みだけでなく、国・県などの関係機関及び外国人雇用企業、地域ボランティアといった市役所以外の団体と連携しました。コロナ禍の影響等で、災害時に御協力いただける外国人ボランティアの数が減少したため、目標達成はできませんでした。

災害時や平時に地域で外国人市民に関する困りごとが発生した際に、外国人キーパーソン（※）の存在は外国人市民を助け、多文化共生推進の観点で非常に重要であるため、引き続き新規人材の発掘及び協力体制の強化に努めてまいります。

2 達成度の評価

指標		2020 年度	目標値	2024 年度	達成度
1	協働関係にある外国人キーパーソンの人数	33 人	38 人	25 人	△

※外国人キーパーソンとは、コミュニティ通訳員や災害時における外国人ボランティアといった、市と協働・協力する地域ボランティアのことです。平時においては、町内会や外国人市民からの相談に応じ、有事には地域を支える重要な人材として期待されています。コミュニティ通訳員は、主に市営住宅など外国人市民が多いエリアに配置されています。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化が進む我が国では、外国人市民が地域参画し、地域の担い手となることが期待されています。そのためには、日本人市民と外国人市民が互いに信頼できるパートナーになる必要があります。言語などの問題から社会参画があまり進んでいない外国人市民が地域参画できるよう支援し、多文化共生の地域づくりを目指します。多文化共生の地域づくりは、短期間で形成できるものではなく、目指し続けるべき目標であると考え、以下の基本理念を定めます。

基本理念

『互いの文化を認め合い、
誰もが地域の一員として、ともに支えあう共生のまち 岡崎』

2 基本計画の位置づけ

- 「第7次岡崎市総合計画」（以下、「総合計画」という。）を上位計画とし、総合計画に掲げる将来都市像「一歩先の暮らしで三河を拓く中枢・中核都市おかざき」の実現に取り組みます。
- 総合計画の分野別計画で定められている「多様な主体が協働・活躍できる社会づくり」の項目で、「人口構成変化や年代別人口偏在に起因する担い手不足に負けない町内会の持続的な活動を新技術導入等により支援しつつ、多様な主体が共同・活躍できる地域共生社会の実現による安全安心なまちを目指します。」と規定されていることを踏まえ、多文化共生に関する分野の施策を体系化し、推進するための基本計画とします。
- 2020 年度改定の総務省「地域における多文化共生推進プラン」及び 2023 年度策定の「第4次あいち多文化共生推進プラン」と整合性を取りつつ、岡崎市の特色を出す計画とし、名称は「第2次岡崎市多文化共生推進基本計画」とします。
- 町内会の代表者と協力して外国人市民との橋渡しをする「コミュニティ通訳員」や、外国人市民を支援する様々なボランティアグループが集まり、情報交換をする拠点であるりぶら国際交流センター（Libra International Community Center. 通称“LICC”（リック））など、岡崎市の強みを活かして、独自色のある計画とします。

3 上位計画及び関係計画との関係

本計画は、上位計画及び関係計画に準じて、内容や期間等を適宜変更できるものとします。なお、本計画の上位・関係計画との関係については、次のとおりです。

（上位計画・関連計画との関係）

計画名	期間
（国）地域における多文化共生推進プラン	令和2年度 ～
（県）第4次あいち多文化共生推進プラン	令和5年度 ～ 令和9年度
第7次岡崎市総合計画（総合政策指針）	令和3年度 ～ 令和12年度
第6次岡崎市男女共同参画基本計画	令和8年度 ～ 令和12年度
第1次岡崎市こども計画	令和7年度 ～ 令和11年度
第1次岡崎市産業計画	令和3年度 ～ 令和12年度
岡崎市地域防災計画	昭和38年度 ～
第3次健康おかざき21計画	令和7年度 ～ 令和17年度
第4次岡崎市地域福祉計画	令和4年度 ～ 令和8年度
第9期岡崎市地域包括ケア計画	令和6年度 ～ 令和8年度
第5次岡崎市障がい者基本計画	令和3年度 ～ 令和8年度
第5次岡崎市障がい福祉計画・岡崎市障がい児計画	令和6年度 ～ 令和8年度
第3次岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 ※（令和8年度から第6次岡崎市男女共同参画基本計画に一本化）	令和3年度 ～ 令和7年度

4 計画期間

基本計画の計画期間は、2026年度を初年度とし、2030年度までの5年間とします。
なお社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

2021年	・・・	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
第1次基本計画			第2次基本計画				

5 新計画策定の視点

新計画は、次の視点を踏まえ策定します。

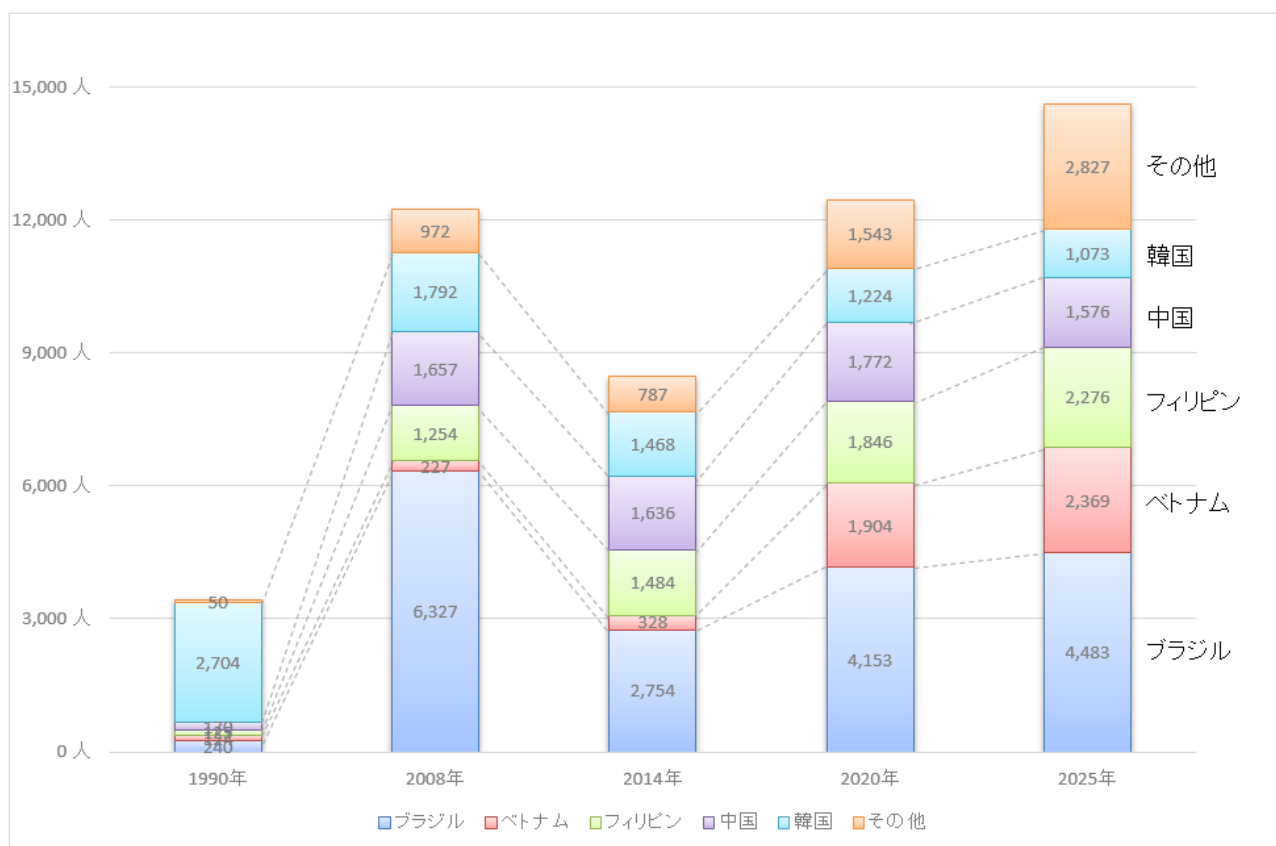
- いわゆる「包括的な計画」から脱却し、日本人市民が外国人市民の社会参画を促進するための施策の選択と集中を図ります。
- 多文化共生をとり巻く社会情勢（国際的な日本の現状、国・愛知県の動向、SDGs 推進）を考慮します。
- 景気動向、自然災害、感染症拡大など、社会情勢の急激な変化にいち早く対応するために、策定後の柔軟な見直しを前提として運用します。

6 外国人市民の状況

(1) 外国人市民数

岡崎市の外国人市民数は、1990年の改正入管法施行以降、ブラジル人を中心に増加を続けてきましたが、2008年の世界的な経済危機の影響を受け減少に転じました。しかし、2015年を境に再びブラジル人が増加傾向に転じたことで、総数は2020年3月1日に当時としては過去最多の12,613人を記録しました。その後、コロナ禍にあっても外国人市民数は増加を続けており、直近では毎月史上最高値を更新し続けています。一方、フィリピン人と中国人は、2015年までブラジル人が減少する間にも増加を続け、現在でも増加傾向を続けています。さらに、近年ではベトナム人が著しく増加しています。2025年4月1日現在の外国人市民数は14,604人（71の国と地域）で、その人口の上位5カ国は、一位がブラジル（4,483人、30.7%）、二位がベトナム（2,369人、16.2%）、三位がフィリピン（2,276人、15.6%）、四位が中国（1,576人、10.8%）、五位が韓国（1,073人、7.3%）となっており、上位5カ国で全体の80.6%を占めています。

図表1：国籍別外国人市民数の推移



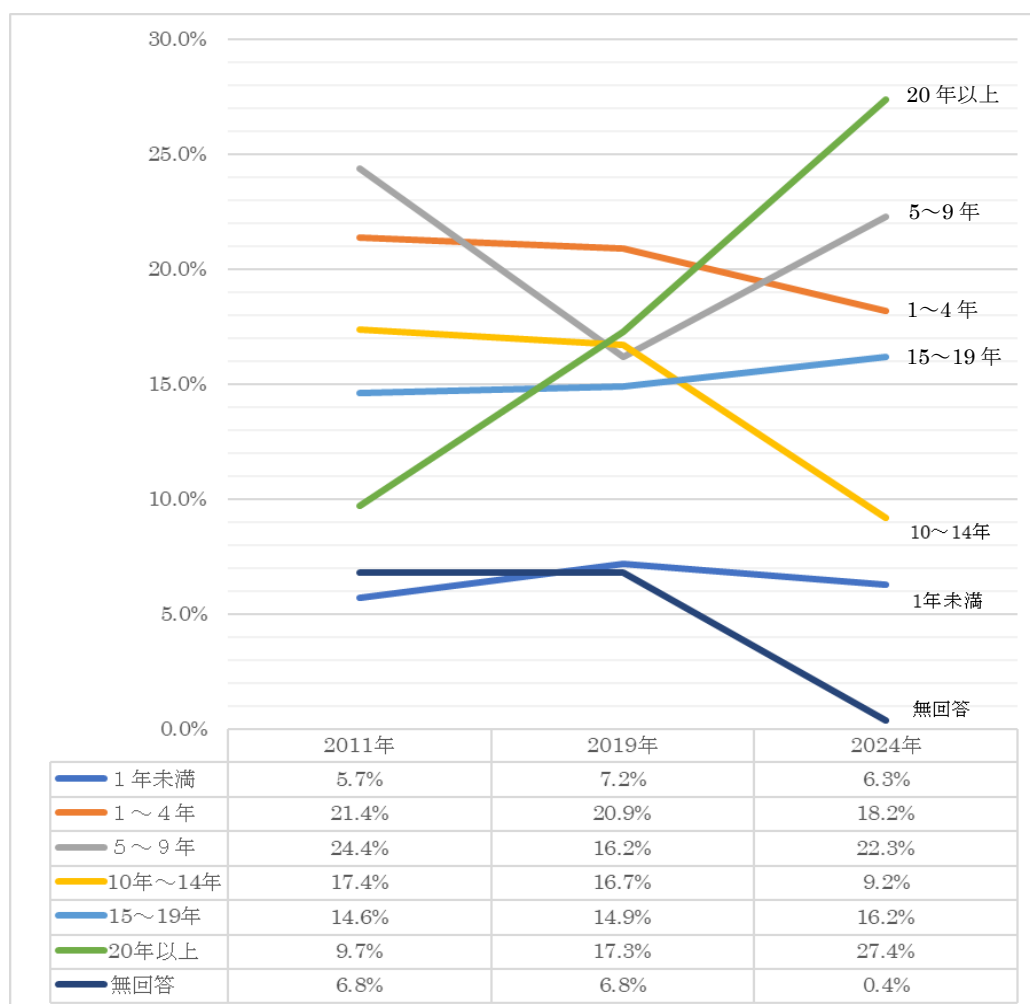
資料：岡崎市統計ポータルサイト（各年4月1日現在）

（２）居住期間

外国人市民が岡崎市内に居住している期間については、外国人市民数の人口上位国であるブラジル、フィリピン、中国からの移住者が長期間居住する傾向があります。

過去に岡崎市外で居住していた期間も含めて日本国内に居住している期間に関するアンケート調査では、「日本で 10 年以上住んでいる」と回答した割合が 52.5%となり、前回調査時（2019 年）の 48.9%、前々回調査時（2011 年）の 41.7%と比較し、確実に定住率が上昇していることが明らかになりました。一方で、「日本で 1 年以上 5 年未満住んでいる」と回答した割合は 18.2%となり、前回の 20.9%から 2.7%ポイント減少していたことから、外国人市民全体として、居住期間は長期化の傾向があることがわかりました。

図表 2：居住期間の推移

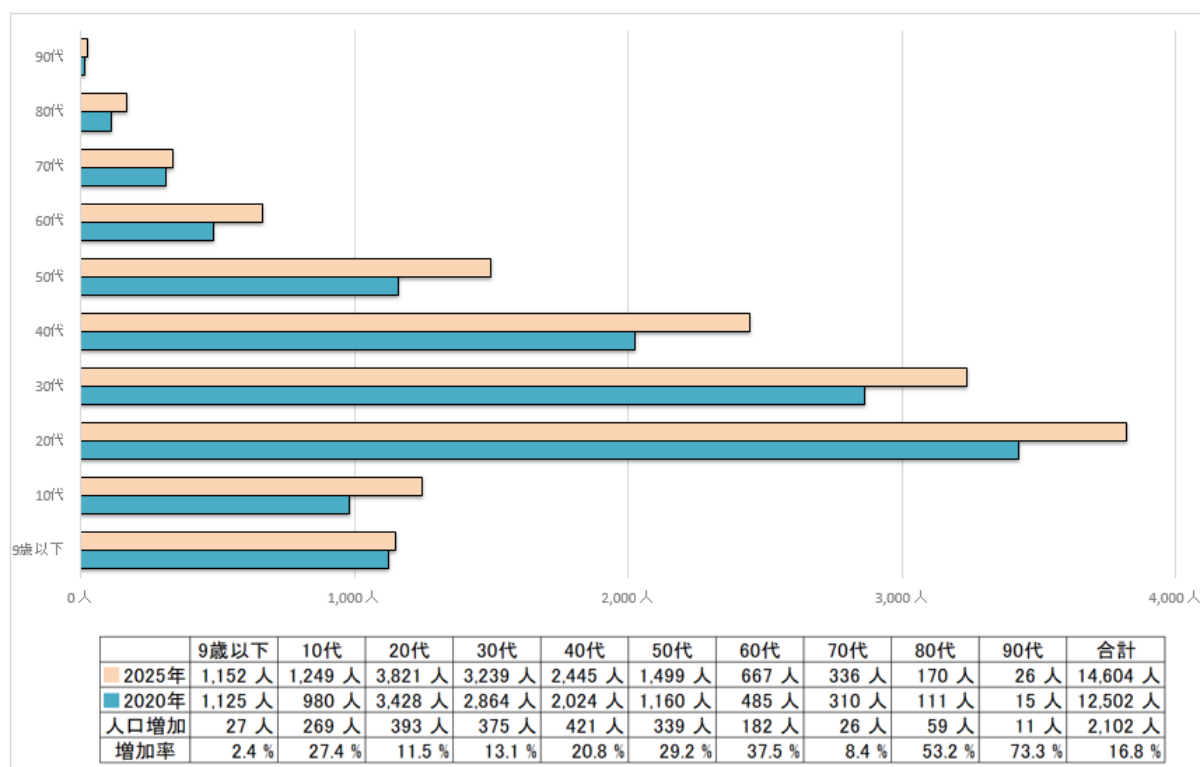


資料：岡崎市国際化推進基礎調査（各年 4 月 1 日現在）

(3) 年齢構成

外国人市民の年齢構成は、20代から40代に集中しており、全体の約65%を占めていますが、前回調査時の81%から大きく減少しています。全体としては、各年齢における外国人市民数は増加しており、特に20代～40代に着目すると、1,500人を超える外国人市民の増加が認められます。(2)「居住期間」からも外国人市民の居住期間の長期化や定住化の傾向が読み取れることから、今後外国人市民の年齢構成も高齢化していくことが予想されます。

図表3：年齢構成別外国人市民数の変動



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

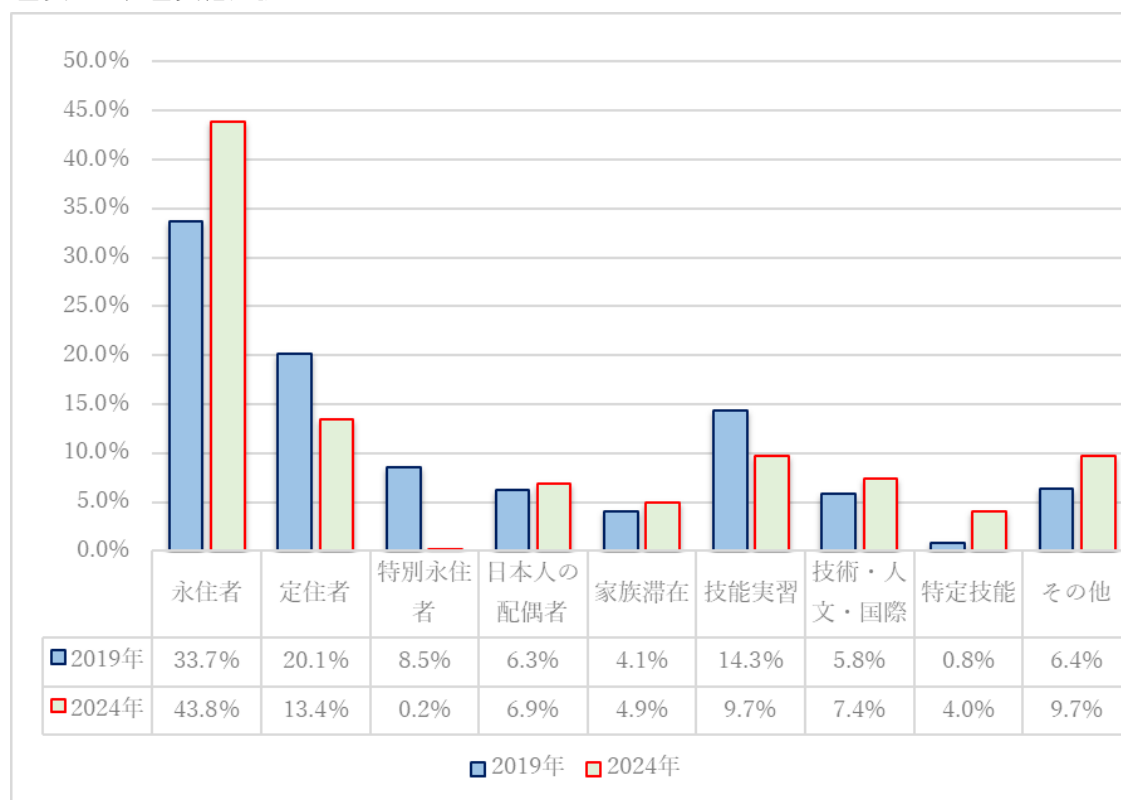
(4) 在留資格

在留資格とは、外国人が日本でどのような活動ができるかを類型化したもので、入管法上の法的な資格です。具体的には、外国人が日本に滞在するために必要な資格で、国が定める範囲内で活動することを許可するものです。

2019年（平成31年）4月に入管法が見直され、在留資格「特定技能」が新たに新設されたことにより、本市においても、「特定技能」取得のため来日する外国人市民が増加しました。

また、在留資格「永住者」「定住者」などの中長期的に日本で暮らしている外国人市民も増加傾向にあり、2025年4月1日現在の在留資格内訳の69.2%を占めており、初めは出稼ぎ等の目的で来日した外国人市民が永住・定住する傾向があることがわかりました。

図表 4：在留資格内訳



資料：岡崎市国際化推進基礎調査（各年4月1日現在）

本計画に基づき、様々な分野が関係する施策を実施するためには、庁内の関係課が同じ目的意識を持って施策に取り組むことが大切です。また、多文化共生は市の取り組みだけで達成されるものではないため、国・県などの関係機関や、外国人雇用企業など、市役所外の組織とも連携し、日本人市民が外国人市民を支援し、外国人市民が学習して地域社会へ参画する体制づくりを進めてまいります。

【多文化共生推進の役割分担】

◇市民

日本人市民は、外国の文化や生活習慣などの違いがあることを認識し、外国人市民を対等なパートナーとして受け入れ、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めることが期待されます。一方で外国人市民は、自らも社会の一員であることを自覚し、生活ルールや社会制度を理解して、地域住民としての責任と義務を果たすことが求められます。

◇市民活動団体

団体の持つ多様な情報やネットワークを活かし、日本人市民と外国人市民との交流の場づくりなどの多様な役割が期待されます。

◇外国人雇用企業

2019年4月の改正入管法の施行に伴い、企業がこれまで以上に多くの外国人労働者を雇用することが予想されるため、外国人労働者を雇用する企業との連携が求められます。企業は、適切な雇用管理を遂行するとともに外国人労働者の地域コミュニティへの適応を促す社会的責任が期待されます。

◇国際交流協会

増加する外国人市民を支援し地域参画を促進するための各種イベントや日本語教室等の事業を展開することで、市と両輪をなす支援体制の形成が期待されます。

◇岡崎市

市が主催する各種イベントや広報及び事業・計画等で多文化共生を推進することで、日本人市民と外国人市民との交流及び相互理解が期待されます。引き続き庁内各課が実施している多文化共生に関する事業等の把握及び推進に努めます。

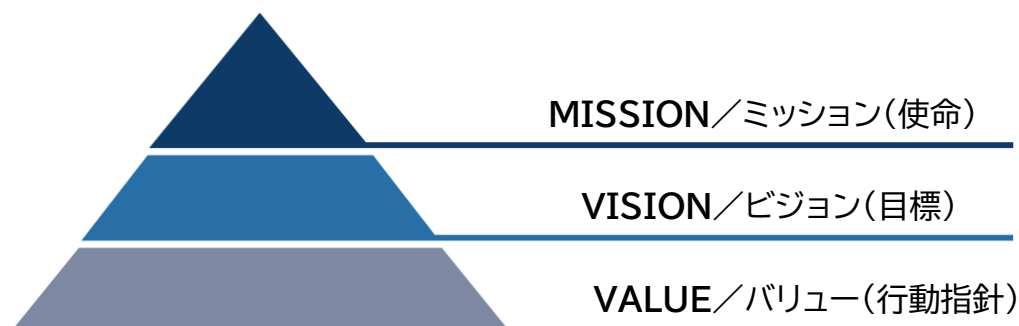
◇愛知県

各市町村での外国人受入れの状況や体制などを把握し、他市町村の優良事例などの新しい知識を得るとともに、市町村間のネットワークを築くきっかけになるよう、市町村研修を開催します。必要に応じて助言などを行うため、各市町村や市町村国際交流協会が開催する多文化共生関係会議やイベントにも積極的に参加します。

(あいち多文化共生推進プラン 2022 より抜粋)

7 新計画の構成

新計画は、「MISSION／ミッション（使命）」、「VISION／ビジョン（目標）」、「VALUE／バリュー（行動指針）」の3つの要素で構成した軸を基に計画を推進します。上位の要素を達成するため、下位の要素を充実させていきます。



1 MISSION/ミッション

新計画は、「第7次岡崎市総合計画」を上位計画とし、総合政策指針等の基本理念を受け継ぎ、「第7次岡崎市総合計画」における分野別指針を使命とします。



第7次岡崎市総合計画（未来投資計画:未来のひとパッケージ）

分野別指針(4) 多様な主体が協働・活躍できる社会づくり

2 VISION/ビジョン

多文化共生を推進し、上位要素である「1 MISSION／ミッション」を実現するため、下記のビジョンを持って将来を見据え、持続可能な社会づくりに寄与します。

———01———
みとめあうまちへ

互いを知り誰もが多文化共生社会推進の当事者意識を持った社会の実現（相互理解）

日本人市民と外国人市民が共に同じ地域に住む生活者として、また、共に寄り添える地域社会（多文化共生社会）を作り上げる重要なパートナーとして互いを尊重・協力すると共に、多文化共生社会の推進を自分事として捉え、その実現に向けて自ら行動しようとする社会機運の醸成に努めます。

02 ささえあうまちへ

多様な主体の連携によって、地域の課題の解決が図られるまちへ（連携強化）

多文化共生社会の推進に向けた一つひとつの取組の成果や効果の増幅を図るため、市民・事業者・行政・NPO・教育機関・町内会・各種団体等の多様な主体が各々の強みを活かして連携を強化し、様々な課題を解決するための支援に取り組みます。

03 あんしんできるまちへ

外国人市民が日本人市民と同じように暮らしやすいまちづくり（安全安心）

言語能力を始め、文化や生活習慣の違いから外国人市民に生じる様々な不安や不利益の解消に向けて、日本語学習支援や外国人相談窓口の設置を継続します。加えて、防災・防犯・交通・健康などを中心とした事柄について、多言語での情報提供に取り組みます。

3 SDGs との関連性

新計画においても、SDGs の考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めていきます。



4 VALUE/バリュー

「1 MISSION/ミッション」、「2 VISION/ビジョン」を達成するため、下記の施策を進めてまいります。



第4章 具体的な施策

施策1 互いを知り、誰もが多文化共生社会推進の当事者意識を持った社会の実現（相互理解）

——01 みとめあうまちへ——

【現状と課題】

市民意識調査では、日本人とさらに付き合いたいと考えている外国人市民は64.9%、イベント等の情報を教えてほしいと考えている外国人市民は49.2%と割合が高くなっています（複数回答可）。

しかし、地域行事に参加しない外国人市民のうち、情報が伝わってこなかったため参加できなかったと回答した割合は47.2%となっています。

一方で、日本人市民の回答に着目すると、日本人と外国人との円滑な共生を推進していくために必要な事として、地域の行事に外国人が参加しやすいことをあげる方は25.9%にとどまり、約8割の方が外国人との付き合いがないと答えています。

これらのことから、多文化共生を推進していくためには、日本人市民の外国人市民に対する理解を深め、多文化共生の当事者意識を持つこと、さらに地域で活躍する外国人市民の姿を通して、多文化共生のメリットを感じられるような取組を行うことが必要です。

目指す姿

多文化共生の意識づくり

日本人市民が、外国人市民のことを「互いに協力して様々な地域の問題解決をするための仲間」として認め、地域参画を促すことで、外国人市民が能動的に地域の担い手として活躍できる多文化共生社会の実現を目指します。

◆成果指標

指 標	現状値（2024年）	目標値（2030年）
外国人市民との交流に関心がある（日本人市民）	31.0%	40.0%
コミュニティ通訳員の数	10人	15人

基本施策

(1) 多文化共生社会への意識・意欲の向上

日本人市民の多文化共生に対する意識を高めるため、多様な文化に触れる機会の提供や、外国人市民が地域社会に主体的に参画できるように支援を行います。

【主な取組】

- ① 地域における多文化共生意識の啓発及び支援
- ② 国際理解講座の開催
- ③ コミュニティ通訳員の配置



カナダ料理講座



韓国料理講座



こども向け母国紹介講座

(2) 市の事務事業全般における多文化共生視点の意識付け

市全体として『外国人市民も地域の住民の一人である』という多文化共生意識を持ち、様々な市の事業で積極的に外国人市民参加を促し相互交流や相互理解を図ります。

【主な取組】

- ① 行政文書の翻訳
- ② 「やさしい日本語」の普及・活用
- ③ 外国人市民も参加できる各種事業の実施



地域で開催の夏祭り



地域における外国人向け生活ルール講座

（３）多文化共生社会がもたらす「価値」を見える化し、共有する

多様な背景を持つ人々が集まることで、新しい価値観、文化が尊重され、これまでの手法や考え方に囚われない、実情に合った柔軟な制度設計や地域の活性化を図ることができます。

【主な取組】

- ① 外国人市民の活躍状況の把握
- ② 外国人市民を雇用する事業者の把握
- ③ 外国人市民の活躍状況の情報発信

【参考事例】

- 1 岡崎市の取組：『岡崎モデル』（岡崎市と名鉄バス株式会社との包括連携協定）
公共交通の確保・維持を見据えた人材確保を目的とし、全国初の外国人運転士の誕生に向けた支援体制を構築する『岡崎モデル』の実現に向けた取組をスタートしました（2024年4月3日）。

2 協力確認書

入管庁の「特定技能基準省令の一部を改正する省令（2025年4月1日施行）」により、特定技能所属機関（事業所等）が特定技能外国人の受入にあたり、自治体に提出することと定められた書類です。自治体から共生施策に対する協力が求められた場合には必要な協力をする旨の内容が記されています。また、本市では、2025年度から始まった「ウィズ認証（岡崎市多様な働き方推進事業者認証）制度」を活用し、市内各企業にも外国人との共生を促し、外国人市民が働きやすい環境づくりを推進しています。

3 ウィズ認証（岡崎市多様な働き方推進事業者認証）制度

「ウィズ認証」とは、令和7（2025）年4月に開始した性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内事業者を申請に基づいて認証する制度です。事業者の「女性活躍推進」、「仕事と家庭の両立」及び「多様な人材の活躍」等の取組を市が評価し認証します。事業者がこの認証を取得することで、職場環境の整備に対する意識の高まりや職場内の機運が一層醸成されることが期待されます。また、これにより人手不足の解消が進むことで、地域間での雇用環境が改善され地域活性化にも寄与します。

本制度における「多様な人材の活躍」には外国人の活躍も含まれているため、外国人従業員を雇用している場合に、企業としての評価が加点される項目があるため、岡崎市内に事業所のある企業の外国人雇用を促進し、多文化共生の推進にも寄与しています。

施策2 多様な主体の連携によって、地域の課題の解決が 図られるまちへ（連携強化）

02 ささえあうまちへ

【現状と課題】

市民意識調査では、岡崎市民の国際理解の推進を図るために重要な取り組みとして「子どもへの国際理解教育を充実する」が55.6%と最も多く、次いで「在住外国人との交流の機会を充実する」が35.6%となっています（複数回答可）。

このような事業を推進するためには行政の力だけでは限界があることから、多様な主体との連携・協働が必要となりますが、コロナ禍等の要因により十分に当該主体の把握、連携が取れているとは言い難い状況です。一方で、日本語教室を開催する団体や、交流イベントを開催する団体などがりぶら国際交流センター（LICC）などを拠点に活動しており、団体の行う各種事業には、年間延べ5,000人以上の参加があります。

連携のさらなる強化に向け、多様な主体を把握し、協力関係を構築していくことが大切であるとともに、担い手の支援を行っていく必要があります。

目指す姿

市民・企業・NPO・教育機関・町内会・各種団体の多様な主体と連携・協働することで、外国人市民の地域参画を促進し、誰もが活躍できる多文化共生社会の実現を目指します。

◆成果指標

指 標	現状値（2024年）	目標値（2030年）
協働事業の実施回数（教育機関、町内会、事業所など）	15回／年	20回／年
ボランティア養成の実施回数（※）	6回／年	8回／年

（※）日本語教室やコミュニティ通訳員等のボランティア養成講座等があります。

基本施策

（1）多様な主体との連携

コミュニティ通訳員や、りぶら国際交流センター（LICC）等を通して多様な主体と連携・協働することで多文化共生社会の実現を目指します。

【主な取組】

- ① 多様な主体の把握
- ② 多様な主体との連携・協働
- ③ 各種連絡会議の活用



多文化親子教室（岡崎女子大学・岡崎女子短期大学と協働）



家康行列（岡崎市国際交流協会と協働）

（２）活動の担い手に対する支援

多文化共生に関する活動を行う担い手を支援し、活動の拡大・継続につなげます。

【主な取組】

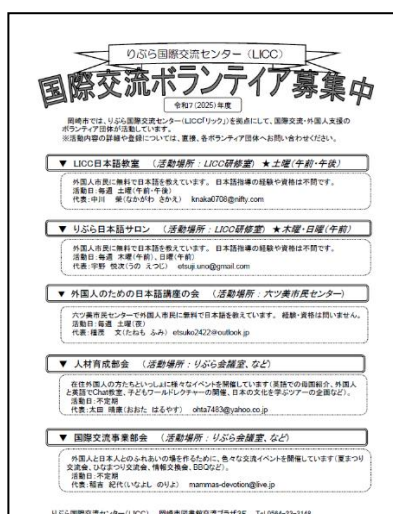
- ① ボランティア養成講座の開催
- ② ボランティア活動の支援
- ③ りぶら国際交流センター（LICC）の運営



りぶら国際交流センター（LICC）の様子



日本語教室ボランティア養成講座



国際交流ボランティア募集チラシ



こども日本語教室ボランティア養成講座

施策3 外国人市民が日本人市民と同じように暮らしやすい まちづくり（安全安心）

03 あんしんできるまちへ

【現状と課題】

市民意識調査では、日本人市民が外国人市民に望むこととして、「日本の法律やごみの分別などの生活ルールを守ってほしい」が67.7%と最も多く、次いで「日本の習慣や文化を理解してほしい」が53.1%、「日本語が話せるようになってほしい」が28.4%となっています（複数回答可）。

日々の暮らしを快適に過ごすためには、言葉の壁を克服することが大切です。外国人市民の日本語学習に対する意欲は高く、日本語教室で日本語を学びたいかという質問に対し、「学びたい」が55.4%、「今、学んでいる」が10.6%と、67%の外国人市民が日本語学習に意欲的な回答となっています（単一回答）。

一方で母語に目を転じると、母語で毎日の必要な知らせはどこから得ているかという質問に対し、「知り合い・ともだち」が58.3%と最も多く、「市役所などの相談窓口」と「市役所が作る翻訳されたチラシや冊子」はともに12.2%で、「市役所のホームページ」は8.0%にとどまっています（複数回答可）。さらに、どんなときに通訳や翻訳が必要かという質問に対し、「病院に行くとき」が54.6%と最も多く、次に「市役所での健康保険や税金などの手続き」が48.6%となっています（複数回答可）。

これらのことから、外国人市民及び日本人市民の求める日本語習得というニーズに応えるために、日本語学習の機会を拡充することが必要です。そのためには、日本語教室などを実施しているボランティア団体の協力が欠かせません。また、外国人市民が住居を確保する際に支障を来すことがないよう生活ルールの定着等について支援するために、生活ルール講座やその他外国人市民の実態に即した講座を拡充すると共に、地域団体への支援強化が必要です。更に、防災情報等も含めた各種情報伝達及び広報の手法研究や、市役所内での相談体制の工夫をすることで、地域力の向上を図ることができると考えています。

目指す姿

日本人市民が外国人市民を支え、外国人市民も学ぶことで、互いに協働できる体制を整えるとともに、より絆の強い地域コミュニティを形成することを目指します。

◆成果指標

指 標	現状値（2024年）	目標値（2030年）
日本語教室の数	5教室	6教室
生活ルール講座の実施回数	3回／年	5回／年

基本施策

(1) 日本語能力等が十分でない外国人市民への支援

言語能力や知識不足が原因で生じる不自由を感じることはないよう、日本語や生活ルール等の習得をする活動の充実を図ります。

【主な取組】

- ① 日本語学習の支援
- ② 生活ルール講座の実施



こども向け日本語教室



母語保持講座



生活ルール講座

(2) 多言語による情報提供の充実

年齢、地域、職業などの違いによる様々なニーズに即した情報を提供するための伝達手法を確保し、防災・防犯・交通・健康などを中心に内容の充実を図ります。

【主な取組】

- ① 情報の伝達方法の研究
- ② 内容の充実化
- ③ 市ホームページにおける対応言語の拡充（3言語 → 6言語）

（参考：多言語防災ナビ）

防災関係の必要情報を記載した防災多言語冊子です。（対応言語は引き続き増やす予定）



多言語防災ナビ



日本語



ポルトガル語



ベトナム語



フィリピン語



英語



中国語



スペイン語

（３）相談体制の確保

外国人市民の人口増加に伴い、多様化・複雑化する相談内容に対応するため、市役所窓口、地域、その他の民間団体による継続した支援体制の確保に取り組みます。

【主な取組】

- ① 外国人総合相談窓口の運営
- ② 支援体制の研究



多言語窓口での外国人支援



電子機器による多言語通訳サービス

【参考】

１ 外国人総合相談窓口

行政手続きが難しい外国人市民を対象に、行政手続きの説明やその申請等に必要な様式等の作成、その他様々な相談支援を行う窓口です。毎日、50 件程度対応しています。

２ 電子機器による多言語通訳サービス

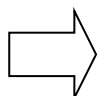
本市の通訳で対応できない言語での説明等が必要な場合に、対応するために導入したサービスです。英語、中国語、北京語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語・朝鮮語、タイ語、ベトナム語、フィリピン語、フランス語、ネパール語、ヒンディー語、ロシア語、インドネシア語、クメール語の計 14 言語に対応しています。

３ あいち医療通訳システム

愛知県、愛知県内市町村、医師会、大学等からなる「あいち医療通訳システム推進協議会」が運営するサービスです。外国人県民と医療機関との言葉の壁を取り除くために、電話通訳、文章翻訳、通訳派遣を行っています。



詳しくは
こちら



【ホームページ URL】

<https://www.aichi-iryoku-tsuayaku-system.com/>

【QR コード】



第5章 用語集（50 音順）

1 永住者

外国人の在留資格。原則として在留活動や在留期間に制限がありません。資格取得には原則として引き続き 10 年以上日本に在留していることが必要です。

2 岡崎市第7次総合計画

市の将来都市像を実現するため、長期的な展望のもと、まちづくりの基本的な方針を定め、様々な分野にわたる市の事業を総合的にすすめていくための計画のことです。

第7次総合計画では、2050 年を目標年度としています。

3 コミュニティ通訳員

外国人市民が集住している地域において、町総代等の日本人市民と外国人市民との間で通訳・翻訳を担うために市に任命された外国人市民のことです。2025 年現在、市内 6 地区に配置されています。

4 広域コミュニティ通訳員

コミュニティ通訳員の一種で、母語としての使用者が市内で 100 人を超える言語で、特に必要性の高いと判断される場合に市から任命され、地域を特定せずに活動する外国人市民のことです。2025 年現在、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語 3 言語の登録があります。

5 災害多言語支援センター

災害時に日本語が分からない外国人市民に対して、必要な情報を多言語化して提供する場所。設置場所は岡崎市役所東庁舎 2 階にある多様性社会推進課内で、震度 5 強以上の地震、または、その他甚大な被害が予想される場合に設置されます。

6 多文化親子教室

クリスマス等の外国にもある行事や節分等の日本特有なものをテーマに、外国人親子と日本人親子の交流を図り、文化理解と地域定着を目指す講座のことです。

7 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006 年 3 月）

8 定住者

外国人の在留資格。法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者で、原則として在留活動に制限はありません。ブラジルなど南米出身の日系人の多くはこの在留資格で来日しています。

9 適応指導

学校生活になじめない児童・生徒を対象に、学校復帰支援の為にを行う働きかけのこと。

10 特別永住者

外国人の在留資格。1945年の敗戦以前から日本に住み、1952年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫に認められている永住資格。

11 プレクラス

愛知県の定義では、日本語初期指導教室のこと。外国人児童生徒等が、学校に転入する前や転入した後でも、クラスに入る前に一定期間（数か月間）学校生活に慣れるまでの生活指導や初期の日本語指導を行うこと。岡崎市では2019年から2025年現在に至るまで、小学生4年生から中学生3年生の転入外国人児童生徒に対して、南中学校で午前8時30分から午後4時まで実施しています。期間は3か月で、月曜日から木曜日まではプレクラスに通学し、金曜日は各自の学校に通学するという対応をとっています。

12 プレスクール

愛知県の定義では、小学校入学前の外国人のこどもを対象とした初期の日本語指導・学校生活指導を行うこととされています。

13 母語保持

母語（個人が最初に習得し、日常的に使用している言語）の能力を維持・発達させ、喪失させないこと。愛知淑徳大学・鈴木崇夫教授によると、母語（継承後）の役割を「情緒の安定（親との心の距離）。アイデンティティの形成。ルーツの理解。日本語（現地語）獲得の土台となる。知識・学力獲得の土台となる。」ことばと定義している。

14 やさしい日本語

普段使われている日本語を外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のこと。1995年の阪神・淡路大震災で、日本にいた多くの外国人が、日本語を十分に理解できず、必要な情報を得られないがために適切な行動を取ることができず、被害を受けました。そこで、災害発生時に、日本語が不慣れな外国人に、素早く的確に情報を伝えることを目的に考案されたのが「やさしい日本語」です。

外国人それぞれの日本語能力が違っていたり、それぞれの母国語が異なっていたりするため、「やさしい日本語」に正解はありません。例えば、母国語で漢字を使う国であるか、台風が発生する国か等でも違いは生じます。

15 りぶら国際交流センター「LICC：リック」

図書館交流プラザりぶら3階にある、多様性社会推進課の分室です。多文化共生を推進する市民活動団体の活動拠点であり、国際交流事業をはじめとした様々な事業を展開しています。

参考 市民アンケート結果

2024年度に、日本人市民および外国人市民に対して多文化共生に関するアンケートを実施しました。本アンケートは、日本人市民と外国人市民がどんなことを考え、どんなことを必要としているのか等のニーズや、現状の把握を目的としています。
詳細はこちらからご覧ください。

市民アンケート



【ホームページ URL】

https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1103/1126/p044010_d/fil/R6_shimin.pdf

参考 企業アンケート結果

2024年度に、外国人従業員を雇用している企業に対しアンケートを実施しました。今後は、協力確認書やウィズ認証制度を活用し、より多くの企業に御協力いただき、外国人従業員の雇用状況や雇用している企業の実情の把握に努め、多文化共生及び働く環境の整備に寄与します。

企業アンケート



【ホームページ URL】

https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1103/1126/p044010_d/fil/R6_kigyo.pdf

付録 多文化共生推進委員会委員のコメント

本計画を策定するにあたり、多文化共生推進委員会委員の皆さまに多大なる御協力を賜りましたので、各委員が本計画に込めた思いなどを御紹介いたします。

【氏名】
【コメント】

【氏名】
【コメント】

【氏名】
【コメント】

【氏名】
【コメント】

【氏名】
【コメント】

【氏名】
【コメント】

【氏名】
【コメント】

第 2 次岡崎市多文化共生推進基本計画

発行年月 : 2026年3月

編集・発行 : 岡崎市 社会文化部 多様性社会推進課

〒444-8601

愛知県岡崎市十王町2丁目9番地

電話 : 0564-23-6656

F A X : 0564-23-6626

Eメール : tayosei@city.okazaki.lg.jp